

# 七ヶ浜町地域防災計画（概要版）

令和5年3月  
発行：七ヶ浜町役場 防災対策室

## 1. はじめに

### （1）地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、七ヶ浜町防災会議が策定する計画であり、七ヶ浜町の地域に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものです。

#### ①災害対策基本法に定められる防災計画の体系

災害対策に関わる計画は、災害対策基本法に基づき、町だけでなく国や県等でも作成されており、それぞれの計画が密接な整合性・関連性を有しています。



#### ②地域防災計画の構成

七ヶ浜町地域防災計画は、次の5編と資料編で構成されています。記載内容は、主に町が実施する行政の計画ですが、住民の皆さんや自主防災組織の役割など、地域での取り組みに関連する内容も含んでいます。

本編					資料編
第1編 総則編	第2編 地震災害対策編	第3編 津波災害対策編	第4編 風水害等災害対策編	第5編 原子力災害対策編	

#### ③地域防災計画で対象とする災害

七ヶ浜町地域防災計画では、町で発生する可能性がある、地震、津波、風水害等（土砂災害、高潮）、原子力災害を対象としています。

## 2. 新たな計画内容

ここでは、令和5年3月に改定された七ヶ浜町地域防災計画の項目のうち、これまでの計画から特に大きく見直した点や新たに追加した点等を抜粋しました。

### (1) 全編共通

令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、令和4年6月には国の防災基本計画、令和4年11月には宮城県地域防災計画が修正されました。

#### ④ 避難指示の一本化

近年の大規模災害において、避難情報が分かりにくく、避難をしなかったことや避難が遅れたことによる被災した事例が多かったことから、災害対策基本法が改正され、これまで使用されてきた避難情報の一部が見直されました。

具体的には、「避難勧告」は廃止され、避難に関する情報は、「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」と表記することになりました。

これに伴い、町の避難指示の発令に関する判断基準等を見直しを行いました。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	災害のおそれ高い	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

警戒レベルに対応した新たな避難情報等（内閣府（防災担当）・消防庁）

## ⑤個別避難計画作成の努力義務化

避難行動要支援者名簿の作成は、全国的に普及が進んでいます。しかし、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があること、避難行動要支援者の円滑迅速な避難を図る必要があります。そのため、災害対策基本法の改正により、一人ひとりの避難行動要支援者の支援策を具体化した「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。

町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別避難計画の作成に努めていきます。

## ⑥防災行動計画（タイムライン）の作成

防災行動計画（タイムライン）とは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。

防災関係機関が、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成し、平常時から訓練や研修等を実施することを明記しました。

## ⑦広域避難

災害対策基本法の改正では、令和元年台風第15号や第19号の教訓から、東京都荒川下流域（江東5区）において広域避難が初めて現実問題になったこと、利根川中流域においては深夜に広域避難を実施したこと、避難時間や避難先の確保が難しいことなどを背景として、災害発生のおそれのある段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させることに当たって必要となる市町村間の協議を可能とするための規定が新たに設けられました。

このため、地域防災計画には、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることを明記しました。

## ⑧家庭動物への対応

町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制の整備に努めます。避難所におけるペットに関するトラブル等を回避するため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を実施することを明記しました。

## ⑨感染症対策

感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所を開設する際の過密抑制、感染症対策の観点を取り入れた防災対策、感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法、が追加されました。

また、避難所運営マニュアルを改定し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくこと、感染症患者が発生した場合の対応として、必要な場合には、研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めることなどを明記しました。

## ⑩男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点での配慮

避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮することを明記しました。

特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭等多様なニーズに配慮した避難所を運営することを明記しました。

## ⑪食物アレルギーへの配慮

避難所における食料の確保に当たっては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮して確保することを明記しました。

## ⑫ホームレスの受け入れ

住民票の有無に関わらず、適切に指定緊急避難場所や避難所に受け入れることを明記しました。

## ⑬防災教育の推進

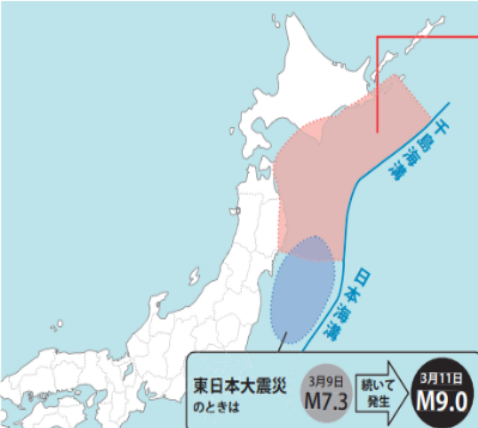
町及び消防関係機関が、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進することを明記しました。

#### ⑭「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」修正の反映

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震（M9クラス）では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震で約19.9万人、千島海溝沿いの巨大地震では約10万人が死亡すると想定されています。想定震源域周辺において、モーメントマグニチュード（Mw）7以上の地震（先発地震）が発生した後にさらに大きな地震（後発地震）が発生した場合、気象庁から後発地震への注意を促す情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報）を発信することなどを明記しました。

### 北海道・三陸沖後発地震注意情報

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、2022年12月から運用開始されました。  
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそ



東日本大震災のときは 3月9日 M7.3 続いて発生 3月11日 M9.0

地震・津波に備えを！

れに影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード（Mw）7以上の地震（先発地震）が発生した場合に発信されます。

M7 以上の大地震が起きたら…

続いて巨大地震が発生する  
可能性があります！  
 情報で備えを！  
 （北海道・三陸沖後発地震注意情報）

一度発生するとその周辺で続いて大きな地震が発生することがあります。


M7以上の地震発生で注意情報が発信されます。

情報が発信されたら備えの再確認とすぐに避難できる態勢の準備を！

**すぐに避難できる態勢の準備を！**


- 非常持出品の常時携帯
- 日頃からの備えの再確認
- 想定されるリスクから身の安全の確保

● 緊急情報の取得態勢の確保



ラジオ インターネット

● すぐに逃げ出せる態勢での就寝



枕元に靴等を置いて寝る

北海道・三陸沖後発地震注意情報（七ヶ浜町津波ハザードマップ）

#### ⑮現行掲載情報を最新の情報へ更新及び追加

町組織改編に伴う災害対策本部組織図や災害対策本部各部の分掌事務を修正し、防災関係機関の情報や防災協定等の締結状況を更新しました。



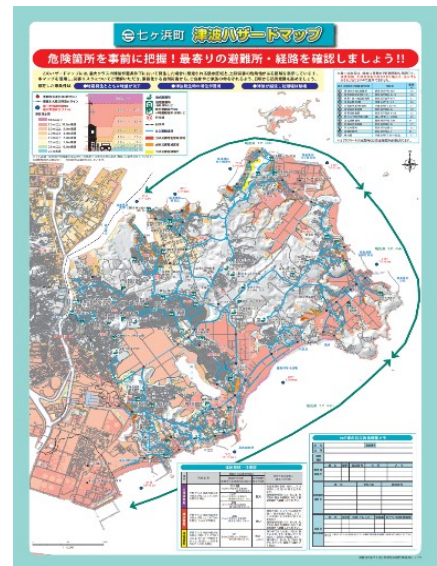
## (2) 津波災害対策編、風水害等災害対策編

### ①七ヶ浜町津波ハザードマップ、七ヶ浜町避難計画の改定、内水ハザードマップの作成

宮城県では、令和4年5月に津波浸水想定区域の見直しを行い、「発生頻度の高い津波」「最大クラスの津波」を想定して公表しています。

これに伴い、七ヶ浜町では、令和5年1月に「七ヶ浜町津波ハザードマップ」、令和5年3月に「七ヶ浜町避難計画」を改定、「内水ハザードマップ」を作成し、広く周知していることなどを明記しました。

津波ハザードマップには、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水区域と土砂災害の危険性がある区域を表示しています。ハザードマップを活用し、激甚化する災害から、自身や家族の命を守れるよう、日頃から防災意識を高める必要があることを明記しました。



七ヶ浜町津波ハザードマップ（地図画面）

### ②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域の指定

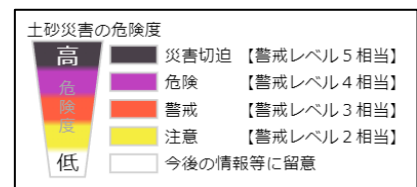
町には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域の指定箇所が現在43箇所あり、令和2年3月に新たに区域が指定されたことから、最新の公表状況を明記しました。

### ③土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

令和4年6月に「避難情報に関するガイドライン」が更新されたことに伴い、②土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）と③浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の色分けが避難情報の色分けと統一されました。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階で色分けして示す情報です。

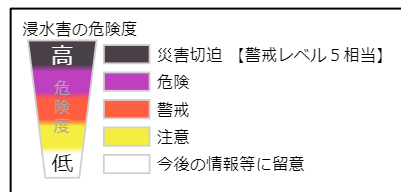
常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができるようになったことから危険度分布の区分について詳しく明記しました。



### ④浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報です。

常時 10 分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができるようになったことから危険度分布の区分について詳しく明記しました。



### ⑤ 顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表されます。これら防災気象情報について明記しました。

## （3）原子力災害対策編

原子力災害対策指針では、緊急事態における原子力施設周辺の住民などに対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置などが示されています。

原子力災害対策指針に基づき、緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL: Emergency Action Level）が見直されたことと、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲基準として、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA: Plume Protection Planning Area、概ね 30km 以遠）が廃止されたことを反映しました。

### 災害対応の基本方針（自助、共助、公助の役割分担）

大規模災害に際しては、自らが自身や家族の安全を守る「自助」はもちろん、地域や行政区でお互いに助け合う「共助」が特に求められます。

こうした観点に立ち、自助、共助、公助の役割分担のもとで、地域における防災力の整備、強化を図ります。

